

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年10月17日（平成28年（行個）諮問第154号）

答申日：平成29年6月19日（平成29年度（行個）答申第44号）

事件名：本人からの労働相談に係る文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が平成28年7月8日付け埼玉労働局個開第28-75号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書1及び意見書2の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

裁判に使う為に必要である。監督官のミスを押印しているから、出せない。

処理経過を記入している監督官のミスについて書かれていない。（H27. 特定月B）

報告を受けている事が全くのっていない。一つ一つのミスに対し、いつしゃざいしたのかのっていない。

○特定月A 特定日 a の相談票

技術手当 7,000円なのに作業手当 10,000円になっている。

作業手当と言ひ間違えの可能性大。

何故10,000円なのか？

○特定月C 特定日 b 相談票

有給休暇は自分から請求しない人には勝手にあてがわれてしまう。

何故言った事とちがうのか？

これでは、申告という情報を言う意味がない。

○特定月 A 特定日 a の相談票（上記に書いた手当のと同じ）

有給休暇について

○特定月 C 特定日 b（有給のと同じ）

処理状況意見

解雇予告手当金を支払う意志は、あるから法違反にはならない。

期日を早める事はできないといていたのは、なぜ記入されていないのか？

○特定月 C 特定日 c 来署

（特定月 C 特定日 b）相談票 10-37

見た人等のハンコが押してあるが、決裁らんのハンコの人に対し解雇予告手当金の返還請求について、気付かなかったのか？

○特定月 C 特定日 c 10-38

同上

この用紙、全て平成27年

健康診断の情報について、

人数が集まらなるとバスが来ないという理由

来年はやるか（H27. 特定月 D～H28. 特定月 B）といわれたことを言ったがのっていない。

聞いた情報を把握していない為、同じ回答を聞いてもそのまま。

いきさつがわかるように非開示部分も出してほしい。

H28. 特定月 E 特定日 d 処理経過

監督管自身が会社に渡したメモをそのまま会社が送ってきた事を、記入されていない。

だから特定月 F 特定日 c 会社にいった時のメモをまた会社がそのまま送る。

監督管自身のミスなのに、会社が送ったからなどという事になったり、する。

H28. 特定月 B 特定日 e 処理経過

解雇予告手当金しか記入されていないのは何故か。

H28. 特定月 F 特定日 f 処理経過

⑤日付がちがう

回答も

②の回答でこの時初めて謝罪が出てきた。

（ただしミスしたおかげで得しただろうとも取れるもの）

申告処理台帳 H28, 22号

受り 28. 特定月 D 特定日 g 処理着手 H28. 特定月 D 特

定日 h

監督管のミスが書かれていないのは何故なのか？

H 2 8 . 特定月 G 特定日 i

計算間違いの発覚したときからの上司の指導はいつからなのか？

2 8 . 特定月 F 特定日 f の回答ではじめて出てきたが、

以上のミスについても謝罪についても H 2 8 . 特定月 F 特定日 f の回答しかないのは何故なのか。

完全なミスのいんぺいである。

非開示の部分に記入されているのであれば、開示。記入されていないければ、非開示の中にはないとの回答がほしいです。

何故、処理経過や申告処理台帳に書かれないのか？

(2) 意見書 1

別表の項・不開示部分のページ数について

わからない為、どこなのか、わかるように、何の何なのか、わかるように出せ。

2 4 2 枚しか受け取っていない。

保有個人情報非該当が 1 0 枚ないと 2 5 2 枚にならないのに、1 2 6 項・2 4 7 項・2 4 9 項・2 5 0 項・2 5 2 項の 5 枚だと全て受け取っていない。

(3) 意見書 2

特定労働基準監督署において、相談なりしたときにデタラメな事を言い、違反であるにもかかわらず、違反ではない。法律とは、ちがう回答をしている。そして申告すると正しく処理し、x のしたミスをミスとして処理しない。

しゃざいもない、責任者もミスをはあくできない。

事実をねじまげられてしまっている。ミスに対して、一切きさいされない事、自体、国がいんぺいをしている事、への証拠ではないのか。

ミスをしてみとめない、しゃざいしないというのは、あきらかに職務たいまん、ミスのいんぺいである。

いはんであるにもかかわらず、いはんではないといわれ申告させてもらえなかった。

平成 2 7 年特定月 H と平成 2 8 年特定月 F のりんけん月末での支払いが 2 度あったが、2 度ともかんとくかんのメモが会社から送られてきた。その指導通りに会社は支払ったと主張している。2 度の指導が行われていて、2 度とも同じミスをしているにもかかわらず、それをかくすというのは、おかしい。そして 3 度目には会社が「指導を拒比しているから、これ以上できません。あとは、民事でやってくれ」とそれだけでは、納得いかない。なぜ、かんとくしょ自体がミスをいんぺいし、ミスがなく、

民事でやれといわれなければならないのか。

はっきりさせるためにも何を指導したのか、はっきりさせる必要がある。実際にAのせいで平成26年特定月Eから特定月Dまでの分は、けっきょく支払われないものがある。

理由イについて

その理由について開示されないのならば、ある程度でも、処理経過にも記入すべきである。記入されていないのであるならば、開示しないのは、単にミス进行いんべいするための目的としておかしいと主張する。

ウについて、こちらが申告した内容の、支払われた分に対し、何も記入されていないければ、開示されて当然である。

りんけんをして判明した事実について、こちらが申告したことや、情報提供した事、りんけんによって分かった残業代金の未払い分など、記入されていないので、それならば、開示されないのが、おかしい。

労基法20, 22, 23, 24, 26, 32, 34, 37, 15条,
健康診断

(3) について

あくまでも一切、記入せずに、事実をねじまげ、ミスに対しても、きちんとしゃざいすらしていない為、きちんと開示すべきである。

ミスをいんべいするための目的としてやっているのが明確である。

27ページ 相談票 27. 特定月C日特定日 j 2枚目

解雇予告手当金について会社が月末に支払うといっている以上いはんとはならないと、言われた事が書かれていない。

その為開示されていない部分がある為にぎもん。

59ページ 27ページと同内容

99ページ 申告処理台帳 受理年月日 (27. 特定月C日特定日 f)

処理けいかに記入されていない。20条はいはんではないと言われ、申告させてもらえなかった。なのに、勝手に申告され、何もいわれていない。

23条については、解雇予告手当金を23条で請求してみたらかんとくかんの〇〇(判読不能)により請求し、かんとくかんに言われたとおり会社から〇〇(判読不能)取った日から7日間がすぎたから申告した。

口座振込をせい求したが会社が口座わからないなどという理由。でこれからは期日を守るようにと電話で聞いていたが、いはんではないのは、何故なのか、おかしい。

ここでもかんとくしよのデタラメで迷わくだ。

101 ページ 処理経過 27. 特定月C特定日k

内容によっては開示すべきなのでは？と、

102 ページ 処理経過 27. 特定月I特定日l

りんけんなので、不開示だが、処理経過等のせていない〇〇（判読不能）等必要なものがあるべきでは？

134 ページ 27, 59 ページと同じ内容

39, 140 ページ かんとかふくめいしょ, ぞくし かんとか年月日27. 特定月I特定日l

労働時間に関しても、きちんとかちらは申告したくても、一切させてもらえなかった。情報ていきょうという形にさせられたものである。

なので、不開示はおかしい。

署長判決らんにしても、内容がきちんとしていないものに判決をして処理されるのはおかしい。

20条, 23条についてのいはんはどうなのか。

特定月I特定日m以降に作成された分書なのか？

142 ページ 申告処理台帳 受理27. 特定月H特定日n

現在今だに支払われていないにもかかわらず、完結されている事がおかしく、開示しないのはおかしい。

145 ページ 処理経過 27. 特定月H特定日a

ミスにつながるりんけんを開示しないのはおかしい。

147 ページ 処理経過 27. 特定月E特定日o

ミスにつながるりんけんを開示しないのはおかしい。

148 ページ 処理経過 27. 特定月E特定日p 27. 特定月E特定日e

特定月E特定日pには面会電話し、デタラメな事を文句言ったはずである。

特定月E特定日eには、けんこうしんだん等ははなしたはずである。

かんとかしょの職ムタイマンをかくすのが目的か。

149, 150, 152

かんとかしょのしょくむたいまんか。

153 ページ 内容により開示すべきでは？

156 ページ りんけんを不開示にするのはかんとかしょのミスいんぺいである。

159 ページ 特定月F特定日fの分についてFAXを送ったのはきいている。

特定月D特定日lについては、1円不足ではないの

か。

160ページ 特定月D特定日Iに連休後支払うと会社が、言っていたとかんとくかんからきいた。その件ではないのか。

163, 164 不開示にするいみわからず。

P. 174, 175 不開示にすることによりミス进行いしている。

デタラメな事が書かれている以上、不開示は不当である。

(かんとくふくめいしょぞくし かんとく年月日27. 特定月H特定日a)

176, 177ページ ぜせいかんこくしょ 27. 特定月H特定日a

かんとくしょがみとめないミスのいんぺいがあるため為、明らかにすべきである。

210ページ 完結〇〇(判読不能) いない為区分とは?

処理経過 特定月D特定日h, 特定月D特定日o, 特定月D特定日q, 特定月D特定日r, 特定月D特定日m, 特定月G特定日s

ミスいんぺいによる不開示か。

特定月D特定日c ミスにつながる不開示するのはのはおかしい。

かんとくふくめいしょ, ぞくし(244, 255ページ?)

こちらが申告しても開示されないのはおかしい。

他真黒で開示されていないものの中にも、ミスをいんぺいするのを目的として開示しないと言われる事のないよう開示して下さい。

(添付資料省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち下記2(3)に掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

(1) 対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、特定労働基準監督署において作成された審査請求人からの労働相談に係る関係書類及び審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法(昭和22年

法律第49号)等の違反があったとした情報提供による申告処理に係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1ないし6の文書(以下、第3においては「対象文書」という。)である。

このうち、対象文書5の141頁、202頁、246頁、文書番号6の248頁、251頁については、原処分において保有個人情報非該当とされたものであるが、本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ審査請求人個人を識別できる個人情報が含まれていることから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するものと判断した。

なお、以下のア及びイに記載する情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

ア 担当官が作成又は収集した文書(別表1の1欄の1)

別表1の1欄に掲げる1については、専ら業務処理上必要な情報であり、審査請求人個人を識別できる個人情報が含まれていないため、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書(別表1の1欄の2)

別表1の1欄に掲げる2は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であるが、当該文書には、審査請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(2) 不開示情報該当性について

ア 労働相談に係る文書(対象文書1)

労働相談に係る文書は、労働基準監督署において、労働関係の相談を受けた際に、その内容を記録するために作成される文書等である。

別表2の2欄に掲げる通番1には、労働基準監督官の調査手法及び対応方針等の決定の基礎となった情報が記載されており、当該情報が開示されれば、調査手法等が明らかになり、調査に必要な資料の隠蔽が容易に行われるおそれがあるなど労働基準監督官の行う監督指導業務において、正確な事実を把握できなくなり違法行為の発見が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

イ 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙(対象文書3)

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事

業場に対し臨検監督等の方法により，労働基準法等関係法令違反の有無を確認し，違反等が認められた場合には，その是正を指導しているところであるが，申告処理台帳及び申告処理台帳続紙は，かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

対象文書3の申告処理台帳続紙の処理経過欄の記載のうち，なお不開示とした部分には，労働基準監督官が面接した人物，当該事案に対する被申告事業場の見解，労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容，担当者の意見，処理方針等が記載されている。

別表2の2欄に掲げる通番5及び通番6は，労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり，申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められず，これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり，取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，これらの情報は，法14条3号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また，特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として，労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており，通例として開示しないこととされているものであるため，法14条3号ロに該当し，不開示とすることが妥当である。

別表2の2欄に掲げる通番4ないし通番6は，これらの情報が開示されることとなれば，申告処理における調査の手法が明らかになり，労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し，正確な事実の把握を困難にし，また，違法行為の発見が困難になるなど，検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから，これらの情報は，法14条5号及び7号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

別表2の2欄に掲げる通番6は，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており，当該情報は，法14条2号に該当し，かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 監督復命書及び続紙（対象文書4）

監督復命書及び続紙は，労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に，事業場ごとに作成される文書である。

a 監督復命書の「参考事項・意見」欄

別表2の2欄に掲げる通番8の監督復命書の「参考事項・意見」

欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

一方、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が審査請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが

困難になるおそれがある。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分

別表2の2欄に掲げる通番8の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

このほか、別表2の2欄に掲げる通番9は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 担当官が作成又は収集した文書（対象文書5）

対象文書5のうち、是正勧告書（控）は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督を行った際に、労働基準法等関係法令に違反があった場合、その違反事項について是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する是正勧告書の控えである。

対象文書5のうち、指導票（控）は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督を行った際に、法違反に該当しない事項について指導を行う際に当該事業場に対して交付する指導票の控えである。

対象文書5のうち上記以外の資料は、審査請求人の割増賃金の未払額について担当官が計算を記載した文書及び特定事業場から提供されたタイムカードをもとに担当官が作成した審査請求人の労働時間に係る文書である。

別表2の2欄に掲げる通番10及び通番11には、被申告事業場の労働者に対する労働基準法等関係法令の違反内容、是正の期限の情報等が記載されており、これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果

として法違反等の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであることから、法14条7号イに該当し、加えて、対象文書5の①については、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれもある。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

このほか、別表2の2欄に掲げる通番12は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

オ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書6）

別表2の2欄に掲げる通番15には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

別表2の2欄に掲げる通番2、通番7、通番13及び通番14については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は「いきさつがわかるように非開示部分も出してほしい」、

「完全なミスのいんぺいである」等と主張してその開示を求めているが、上記2で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示の判断をしているものであり、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記2(3)で開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑤ 同年11月7日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑥ 平成29年5月25日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑦ 同年6月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書6に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、なお不開示とすべきとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の保有個人情報該当性及び不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表1に掲げる文書に記録された情報については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明している。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

(1) 別表1の1欄に掲げる1について

ア 126頁及び247頁

当該文書は、特定労働基準監督署の業務処理上必要な情報として通常から保有しているものを資料として添付したものと認められる。

当該文書に記録された情報は、その作成又は取得の目的等を考慮しても、他の情報と照合することにより、申告人である審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

イ 176頁及び246頁の「是正確認」欄

当該部分は、是正勧告書（控）の確認のため専ら業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(2) 別表1の1欄に掲げる2について

当該文書は、労働基準監督官が収集した文書であるものの、当該文書に記載された情報が、その取得の目的等を考慮しても、他の情報と照合することにより、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表2の5欄に掲げる部分について

ア 通番1

当該部分は、審査請求人からのあっせん申請を受け付けた労働基準監督署からあっせんを行う労働局への連絡に係る記載であって、これを開示しても、労働基準監督機関の調査手法等が明らかになり、調査に必要な資料の隠蔽が容易に行われ、労働基準監督機関の行う監督指導業務において、正確な事実を把握できなくなり違法行為の発見が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当せず、開示すべきである。

イ 通番 4

当該部分は、労働局と労働基準監督署の間であっせんに係る連絡があった旨の記載であって、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 5 号及び 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番 5 及び通番 8

当該部分は、いずれも原処分が開示されている申告処理台帳の処理経過欄の記載及び諮問庁が新たに開示する部分から明らかな情報であり、これらを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められないことから、法 14 条 3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番 6

当該部分は、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、原処分が開示されている申告処理台帳の処理経過欄の記載から明らかな情報であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められないことから、法 14 条 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番 11

当該部分は、原処分が開示されている申告処理台帳の処理経過欄の

記載及び諮問庁が新たに開示する部分から明らかな情報であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 通番1の不開示部分

当該部分は、相談及び監督に係る労働基準監督署の処理方針及び意見が記載されており、審査請求人の知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関が行う相談及び監督における調査の手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番4の不開示部分

当該部分は、労働基準監督官と労働局担当官との申告処理に係るやり取り、労働基準監督官と特定事業場担当者とのやり取り、労働基準監督署の申告処理に係る対応方針等であって、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番5の不開示部分

当該部分は、労働基準監督官が事業場担当者から聴取した内容、労働基準監督官の申告処理に係る対応等であって、これを開示すると、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 通番6の不開示部分

当該部分は、労働基準監督官と特定事業場担当者等とのやり取り、労働基準監督官が事業場担当者等から聴取した内容であって、これ

を開示すると、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 通番8及び通番10の不開示部分

(ア) 通番8の139頁、174頁及び244頁の「労働者数」欄並びに244頁の「家内労働委託業務」欄、「技能実習生」欄、「不法就労者」欄、「EPA」欄、「その他外国人」欄、「週所定労働時間」欄及び「最も賃金の低い者の額」欄の各欄については、いずれも労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した被申告事業場の内部情報であり、また、審査請求人が特定事業場を退職した日以降の情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番8の139頁、174頁及び244頁の「署長判決」欄、244頁及び245頁の「監督種別」欄、244頁の「監督年月日」欄、「監督重点対象区分」欄及び「特別監督対象区分」欄並びに139頁、174頁及び244頁、通番10の176頁及び246頁の「是正期日」欄の各欄に記載された内容は、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番8の140頁、175頁、244頁及び245頁の「参考事項・意見」欄は、いずれも労働基準監督官が臨検監督を実施したことによる事業場への指導内容等の行政措置に係る情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番10の176頁の「違反事項」欄、246頁の交付年月日、「違反事項」欄及び「受領年月日」欄の各欄に記載された内容は、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これ

らを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ) 通番10の203頁、209頁及び223頁ないし241頁の文書は、いずれも事業場から聴取した内容及び提出を受けた資料から労働基準監督官が作成した文書であると認められ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらを開示すると、被申告事業場の事業主を始めとする各事業主が、労働基準監督機関に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 通番9及び通番12の不開示部分

当該部分は、面接者の職氏名並びに指導票、是正勧告書の受領者の職氏名及び印影が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

キ 通番11の不開示部分

当該部分は、改善報告の期日及び指導事項に係る情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 通番15の不開示部分

当該部分は、いずれも被申告事業場から提出された文書及び労働基準監督官が臨検監督において被申告事業場から収集した文書であり、これらの文書が被申告事業場から提出された事実自体が、審査請求人が知り得ることではなく、これらを開示すると、被申告事業場の

事業主を始めとする各事業主が、労働基準監督機関に対する関係資料の提出等に非協力的となり、上記オ（オ）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の5欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

平成26年特定月A頃から私が特定事業場の件で、特定労働基準監督署において、相談した内容について。調査結果やわたした資料等、きちんと見て調べているか。監督官のミス連発に対してのxや上司のy、特定役職Xのz、特定役職Y等の調査や報告、相談などや、私からの苦情に対してどう受け止めているのかがわかる資料。

別表 1

1 番号	2 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分			3 保有個人情報該当性
	文書 番号	文書名	非該当部分	
1	5	担当官が作成又は収集した文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 2 6 頁 ・ 1 7 6 頁及び 2 4 6 頁の「是正確認」欄 ・ 2 4 7 頁 	該当しない
2	6	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 4 9 頁 ・ 2 5 0 頁 ・ 2 5 2 頁 	該当しない

別表 2

1 対象文書名及び頁			2 通番	3 不開示部分を維持する部分	4 根拠条文 (法14条)	5 開示すべき部分
番号	文書名	頁				
1	労働相談に係る文書	1, 2, 5ないし12, 14ないし29, 35, 36, 50ないし65, 69ないし75及び127ないし138	1	1頁の右上手書き部分5文字目ないし8文字目。6頁の「処理結果1(完結)」欄。9頁の右上手書き部分1文字目ないし4文字目。11頁の右上手書き部分5文字目ないし8文字目。15頁の「処理状況・意見」欄2行目ないし4行目。19頁の「処理結果1(完結)」欄。22頁の右上手書き部分6文字目。25頁の「処理結果1(完結)」欄。27頁の「処理状況・意見」欄2行目ないし4行目。50頁の右上手書き部分1文字目ないし4文字目。52頁の右上手書き部分5文字目ないし8文字目。59頁の「処理状況・意見」欄2行目ないし4行目。63頁の「処理結果1(完結)」欄。70頁の「処理結果1(完結)」欄。74	7号イ	・75頁の「相談内容」欄2行目ないし5行目及び12行目ないし14行目。

				<p>頁の「処理結果1（完結）」欄。75頁の「相談内容」欄2行目ないし5行目及び12行目ないし14行目。129頁の右上手書き部分5文字目ないし8文字目。134頁の「処理状況・意見」欄2行目ないし4行目。138頁の「処理結果1（完結）」欄。</p>		
			2	<p>75頁の「相談内容」欄11行目21文字目ないし43文字目。</p>	新たに開示	—
2	<p>請求者が提出した資料</p>	<p>3, 4, 13, 30ないし34, 37ないし49, 66ないし68, 76ないし98, 104ないし125, 165ないし173及び189ないし201</p>	3	<p>全部開示</p>	—	—
3	<p>申告処理台帳</p>	<p>99ないし10</p>	4	<p>99頁の「完結区分」欄。101頁</p>	<p>5号及び7号</p>	<p>・148頁の「処理経</p>

	及び続紙	3, 14 2ないし 164及び 210 ないし2 22	「処理経過」欄の16行目。103頁の「処理経過」欄22行目及び23行目。142頁の「完結区分」欄。147頁の「処理経過」欄16行目ないし17行目。148頁の「処理経過」欄5行目ないし7行目, 21行目及び22行目。159頁の「処理経過」欄25行目ないし27行目。164頁の「処理経過」欄1行目ないし6行目, 8行目ないし10行目, 12行目ないし15行目及び17行目ないし19行目。212頁の「処理経過」欄1行目ないし3行目及び11行目ないし13行目。222頁の「処理経過」欄5行目及び6行目。	イ	過」欄5行目1文字目ないし18文字目及び34文字目ないし7行目。
			5 102頁の「処理経過」欄5行目ないし15行目。145頁の「処理経過」欄1行目ないし25行目。147頁の「処理経過」欄5行目ないし14行目。149頁の「処理経過」	3号イ及び口, 5号並びに7号イ	・102頁の「処理経過」欄5行目9文字目ないし18文字目, 11行目7文字目ないし12行目及

			<p>欄 4 行目ないし 6 行目。150 頁の「処理経過」欄 21 行目ないし 26 行目。153 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 24 行目, 26 行目及び 27 行目。156 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 19 行目, 21 行目及び 22 行目。159 頁の「処理経過」欄 29 行目ないし 32 行目。163 頁の「処理経過」欄 5 行目及び 6 行目。216 頁の「処理経過」欄 20 行目ないし 22 行目。</p>	<p>び 14 行目 8 文字目ないし 15 行目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 145 頁の「処理経過」欄 3 行目 5 文字目ないし 4 行目 35 文字目, 5 行目 20 文字目ないし 40 文字目, 17 行目 36 文字目ないし 18 行目 6 文字目及び 20 行目 14 文字目ないし 24 文字目。 ・ 149 頁の「処理経過」欄 4 行目 1 文字目ないし 9 文字目及び 24 文字目ないし 34 文字目 ・ 156 頁の「処理経過」欄 19
--	--	--	---	---

					<p>行目7文字目ないし15文字目。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・159頁目31行目8文字目ないし20文字目及び32行目15文字目ないし26文字目。 ・163頁の「処理経過」欄5行目11文字目ないし6行目。
6	<p>144頁の「処理経過」欄29行目及び30行目。150頁の「処理経過」欄9行目ないし13行目。152頁の「処理経過」欄21行目ないし24行目。160頁の「処理経過」欄9行目ないし21行目。215頁の「処理経過」欄1行目ないし30行目。216頁の「処理経過」欄1行目ないし18行目。218頁の「処理経過」</p>	<p>2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号イ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・160頁の「処理経過」欄9行目1文字目ないし16文字目及び21文字目ないし26文字目。 ・215頁の「処理経過」欄1行目9文字目ないし18文字目及び16行目な 		

				欄 2 1 行目ないし 2 5 行目及び 2 9 行目ないし 3 2 行目。2 1 9 頁の「処理経過」欄 1 行目, 2 行目, 5 行目及び 6 行目。		いし 1 7 行目 2 3 文字目。
			7	2 1 0 頁の「完結区分」欄。	新たに開示	
4	監督復命書及び続紙	1 3 9, 1 4 0, 1 7 4, 1 7 5, 2 4 4 及び 2 4 5	8	1 3 9 頁の「労働者数」欄, 「署長判決」欄及び「是正期日」欄 1 枠目。1 4 0 頁の「参考事項・意見」欄 7 行目ないし 1 1 行目。1 7 4 頁の「労働者数」欄, 「署長判決」欄並びに「是正期日」欄 1 枠目及び 2 枠目。1 7 5 頁の「参考事項・意見」欄 1 4 行目ないし 2 2 行目。2 4 4 頁の「監督種別」欄, 「監督年月日」欄, 「労働者数」欄, 「家内労働委託業務」欄, 「監督重点対象区分」欄, 「特別監督対象区分」欄, 「技能実習生」欄, 「不法就労者」欄, 「E P A」欄, 「その他外国人」欄, 「週所定労働時間」欄, 「最も賃金の低い者	3 号イ及び口, 5 号並びに 7 号イ	・ 1 4 0 頁 7 行目 1 7 文字目ないし 8 行目 7 文字目及び 9 行目 4 文字目ないし 1 0 行目。 ・ 1 7 5 頁の「参考事項・意見」欄 1 5 行目ないし 1 6 行目 5 文字目, 1 9 行目 2 0 文字目ないし 2 6 文字目及び 2 1 行目 1 6 文字目ないし 2 2 文字目。

				の額」欄，「署長判決」欄，「参考事項・意見」欄 1 行目 2 7 文字目ないし 2 行目 3 文字目及び 3 行目ないし 5 行目並びに「是正期日」欄 1 枠目ないし 3 枠目。2 4 5 頁の「監督種別」欄及び「参考事項・意見」欄 1 行目ないし 4 行目。		
			9	1 3 9 頁の「面接者職氏名」欄。1 7 4 頁の「面接者職氏名」欄。2 4 4 頁の「面接者職氏名」欄。	2 号	なし
5	担当官が作成又は収集した文書	1 4 1, 1 7 6, 2 0 2, 2 0 3, 2 0 9, 2 2 3 ないし 2 4 1 及び 2 4 6	1 0	1 7 6 頁の「違反事項」欄（4 行目 4 文字目ないし 7 文字目を除く。）及び「是正期日」欄。2 0 3 頁，2 0 9 頁及び 2 2 3 頁ないし 2 4 1 頁の対象文書全体。2 4 6 頁の交付年月日，「違反事項」欄，「是正期日」欄及び「受領年月日」欄。	3 号イ及びロ，5 号並びに 7 号イ	なし
			1 1	1 4 1 頁の改善報告の期日及び「指導事項」欄。2 0 2 頁の改善報告の期日及び「指導事項」欄。	3 号イ及びロ並びに 7 号イ	1 4 1 頁の「指導事項」欄
			1 2	1 4 1 頁の「受領者	2 号	なし

				職氏名」欄。176 頁の「受領者職氏 名」欄。202頁の 「受領者職氏名」 欄。246頁の「受 領者職氏名」欄。		
			13	246頁の「法条項 等」欄。	新たに 開示	—
			14	141頁及び202 頁（通番11及び通 番12を除く。）。	新たに 開示	—
6	特定事 業場か ら労働 基準監 督署へ 提出さ れた文 書	177な いし18 8, 20 4ないし 208, 242, 243, 248及 び251	15	177頁ないし18 8頁, 204頁ない し208頁, 242 頁, 243頁, 24 8頁及び251頁の 対象文書全体。	3号イ 及び 口, 5 号並び に7号 イ	なし

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号6
の1枚目ないし252枚目に1頁ないし252頁と付番したものを「頁」と
して記載している。